

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 9月17日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：21件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	制御棒駆動機構温度記録装置において、温度表示不良（1箇所表示不可）が認められたため、当該装置を点検・修理及び対応検討	C	
2	1号機	原子炉給水ポンプ（C）軸受潤滑油圧力計（反カップリング側）に指示値不良が認められたため、当該圧力計を点検・校正	D	
3	2号機	原子炉建屋大気圧監視用パソコンが起動しないため、当該パソコンを点検・修理	D	
4	2号機	高圧注水系復水器真空タンクレベル計に汚れの付着が認められたため、当該レベル計を点検・清掃	D	
5	2号機	廃棄物処理系廃スラッジ類排出タンクレベル計に指示値不良が認められたため、当該レベル計用変換器を点検・修理	D	
6	3号機	原子炉建屋1階北西二重扉脇の壁面と原子炉格納容器側の西側壁面に塗装の剥がれが認められたため、当該部を塗装修理	対象外	
7	3号機	通信設備点検において、ページング装置（サービス建屋1階当直員控室設置）用受話器のコードに亀裂が認められたため、当該コードを交換	D	
8	3号機	通信設備点検において、ページング装置（屋外取水設備脇設置）用スピーカ回線に絶縁抵抗値低下が認められたため、当該回線を詳細に点検・修理	D	
9	3号機	超高圧開閉所空気圧縮機（B）側自動給気弁加圧配管止弁に動作不良（開固着）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
10	3号機	プロセス計算機の起動用変圧器（B）電力量に指示値不良（積算値を多目に表示）が認められたため、対応検討	D	
11	4号機	通信設備点検において、ページング装置（屋外取水設備脇設置）用スピーカ取付ボルトに腐食が認められたため、当該ボルトを交換	D	
12	4号機	通信設備点検において、ページング装置（屋外主復水器細管洗浄装置操作盤脇設置）用受話器のコードに亀裂が認められたため、当該コードを交換	D	
13	5号機	非常用ディーゼル発電機補助海水系ポンプ（B）出口配管のサポート基礎部に腐食が認められたため、当該部を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	5号機	5号機タービン建屋東側アーケード(高圧ポンベ室前)の西側窓硝子にヒビが認められたため、当該窓硝子を交換	対象外	
15	5号機	主復水器細管洗浄装置ボール捕集器(A2・C1・C2)用差圧計に指示値不良が認められたため、当該差圧計を点検・修理	D	
16	6号機	非常用ディーゼル発電機(A)燃料デイトンク室入口通路床面の鉄板に腐食が認められたため、当該部を点検・修理	対象外	
17	6号機	主タービン第5軸受振動記録計に指示値不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
18	6号機	主タービン潤滑油清浄装置補助油タンク出口の油ポンプ(A)用減速機下部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
19	その他	海生物処理設備排ガス処理装置照明用電源中継箱(屋外設置)の腐食による電線管の外れが認められたため、当該中継箱を点検・修理	D	
20	その他	海生物処理設備圧縮空気系除湿機の絶縁劣化による漏電しゃ断器の作動が認められたため、当該除湿機を点検・修理	D	
21	その他	使用済燃料共用プール設備建屋常用エリア用ストームドレンサンプポンプ(B)出口流量設定弁の開度表示板に変形が認められたため、当該表示板を交換	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで